

# 平成28年第12回霧島市農業委員会定例総会

平成28年12月27日（火）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、  
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、  
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、  
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	笠井亜由美

## 議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 3時00分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は20番委員より遅参届が提出されております。現在の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第12回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[8件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知34件、使用貸借権通知4件、3条解約の賃借権通知、使用貸借権通知及び地上権通知の各1件の計41件が提出されました。10月総会で許可した農地法第4条の許可取消1件、先月の定例総会に提案され買受適格証明を発行することとした、福山佳例川の件につきまして、3条許可を会長判断において行っております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、

調査委員の意見報告をお願いします。1番、3番委員。

○3番委員

1号1番を報告します。

申請地は止上公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は道路、東は宅地、西は宅地である。利用変更目的は農業用施設用地として利用するものである。工事内容は現状のままで利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、33番委員。

○33番委員

1号2番を報告します。

申請地は野上自治公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は田、東は道路、西は申請地の残地である。利用変更目的は農業用倉庫として利用するものである。工事内容は切土及び盛土はせず、整地のみとし、現状のままで利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の2件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転1件、利用権設定のうち賃借権設定63件、使用賃借権設定7件の計71件の農地利用集積計画（案）について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定70件のうち28件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の42件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番、7番委員。

○7番委員

2号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地2筆\*\*万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年12月5日に提出されました。

以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在33,957㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区\*\*番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の1番、16番委員。

○16番委員

2号利用権設定の1番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、97,188㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、3番委員。

○3番委員

2号利用権設定の5番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,502㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、7番委員。

○7番委員

2号利用権設定の14番を報告します。

借人は担い手農家であり、現在、18,945㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、5番委員。

○5番委員

2号利用権設定の21番を報告します。

借人は、現在、1,877㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

○22番から51番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の22番から51番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地86筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

56番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の56番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。特記事項として、今後は買い取りを含め面積の拡大を考えているということです。また、起農計画は大根、ほうれん草、キャベツ、ブロッコリーなどの作物です。以上です。

○議長（会長）

57番から60番及び62番、33番委員。

○ 3 3 番委員

2号利用権設定の57番から60番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は担い手農家であり、現在、101, 838㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の62番を報告します。

借人は担い手農家であり、現在、16, 724㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

65番、37番委員に代わり、11番委員。

○ 1 1 番委員

2号利用権設定の65番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地1筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

66番、4番委員。

○ 4 番委員

2号利用権設定の66番を報告します。

借人は担い手農家であり、現在、12, 726㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）の意見決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

#### △ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転10件、賃借権設定1件の計11件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を23番委員。

○23番委員

3号1番を報告します。

申請地は上小川小学校の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,895㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番及び3番、10番委員。

○10番委員

3号2番及び3番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は国分南中学校の北に位置しており、現況は田と畑である。申請地の上井\*\*番、上井\*\*番は\*\* \*\*さんが平成31年7月まで、申請地の上井\*\*番は\*\* \*\*さんが平成29年8月まで、申請地の上井\*\*番は\*\* \*\*さんが、平成32年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,143㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、30番委員。

○30番委員

3号4番を報告します。

申請地は国分インターチェンジの北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,313㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番及び6番、7番委員。

○7番委員

3号5番及び6番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は竹子小学校の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,799㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、20番委員に代わり、17番委員。

○17番委員



3号7番を報告します。

申請地は中津川公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,646㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番及び10番、13番委員。

○13番委員

3号8番及び10番は借人が同一のため、まとめて報告します。

8番の申請地は小浜小学校の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。10番の申請地は野久美田公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には平成36年7月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は友人より借り、今後購入も検討している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,135㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画は水稻と野菜です。

○議長（会長）

9番、28番委員。

○28番委員

3号9番を報告します。

申請地は小浜小学校の南に位置しており、現況は、田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,877㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、11番委員。

○ 1 1 番委員

3号11番を報告します。

申請地は牧之原中学校の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,181㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請11件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更の農振除外2件、用途区分変更2件の計4件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外の1番及び2番を、10番委員。

○10番委員

4号農振除外1番を報告します。

申請地は新原公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は畑、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外2番を報告します。

申請地は新原公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は道路、西は畑と山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途区分変更の1番、12番委員。

○12番委員

4号用途区分変更1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は宅地、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は牛舎及び運動場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途区分変更の2番、10番委員。

○10番委員

4号用途区分変更2番を報告します。

申請地は上之段平山塚脇コミュニティ広場の西に位置しており、現況は畑である。申請地の下井\*\*番の北は水路、南は通路、東は宅地、西は道路であり、下井\*\*番と下井\*\*番の北は畑、南は荒地、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は牛舎、農業用倉庫及び放牧場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更申出の農振除外2件、用途区分変更2件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は許可という意見を市長に答申することに決定します。

#### △ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請1件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、11番委員。

○11番委員

5号1番を報告します。

申請地は川内ふれあい広場の南西に位置し、現況は田である。申請地の東は田、西は宅地、南は宅地、北は田である。転用目的は資材置場を建設するものである。農地区分は、他のいずれの要件にも該当し

ない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地転用事業計画変更申請1件については、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

#### △ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、22番委員。

○22番委員

6号1番について報告します。

申請地は肥薩線植村駅の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、クヌギを300本植林するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,404㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、14番委員。

○14番委員

6号2番について報告します。

申請地は小田東公民館の南東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は891.97㎡であり、太陽光パネル292枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は5条申請地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第4条の規定による許可申請2件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、1月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請35件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。1番を12番委員。

○12番委員

7号1番について報告します。

申請地は東その山公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,849㎡であり、建売住宅6棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地と道路、南は田、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番及び3番、34番委員。

○34番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分高校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張により物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は202㎡であり、物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号3番について報告します。

申請地は霧島市役所の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に霧島市役所があるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,158㎡であり、貸事務所2棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、12番委員。

○12番委員

7号4番について報告します。

申請地は野口公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は644㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、34番委員。

○34番委員

7号5番について報告します。

申請地は国分郵便局の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は491㎡であり、事務所1棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、6番委員。

○6番委員

7号6番について報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は988㎡であり1車30台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は田、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。



○議長（会長）

7番、12番委員。

○12番委員

7号7番について報告します。

申請地は松木公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は977㎡であり、宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地と畑、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

7号8番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路及び駐車場として宅地を拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は228㎡であり、通路及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、12番委員。

○12番委員

7号9番について報告します。

申請地は国分西小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は278㎡であり、建売住宅1棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載して

ある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、34番委員。

○34番委員

7号10番について報告します。

申請地は南公園の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は長屋住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,064㎡であり、長屋住宅と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番及び12番、11番委員。

○11番委員

7号11番について報告します。

申請地は川内ふれあい広場の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は238㎡であり、また、隣接地の5条許可地770㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,008㎡である。資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は5条許可地、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号12番について報告します。

申請地は国分南中学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は734㎡であり、建売住宅3棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は田と水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、30番委員。

○30番委員

7号13番について報告します。

申請地は国分インターチェンジの東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場と倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は369㎡であり、資材置場と倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、12番委員。

○12番委員

7号14番について報告します。

申請地は下井簡易郵便局の西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は352㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番及び16番、26番委員。

○26番委員

7号15番について報告します。

申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は635㎡であるが、区画整理区域内仮換地で実測面積は366.99㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道

路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号16番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は361㎡であるが、区画整理区域内仮換地で実測面積は240.08㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路と宅地、西は畑と道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番及び18番、13番委員。

○13番委員

7号17番について報告します。

申請地は麓原自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道・県道の沿道の区域又は高速自動車道等のインターチェンジの周囲おおむね300m以内の区域に設置されるため、1種農地の流通業務施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は集配施設及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は7,372㎡であり、中心に集配施設2,952㎡を建設し、周囲を大型トラック50台を含む駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号18番について報告します。

申請地は大霧公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は地熱発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は913㎡であり、直径2.3mのタンク2基に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は雑種地、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、28番委員。

○28番委員

7号19番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、現況は不耕作の畑と田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,052㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は道路と畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番及び21番、14番委員。

○14番委員

7号20番について報告します。

申請地は隼人塚公民館の西に位置し、現況は造成地である。なお、平成27年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は155㎡であり、車6台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は雑種地、南は不耕作地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号21番について報告します。

申請地は小田東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は734㎡であり、貸資材置場及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は宅地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、15番委員。

○15番委員

7号22番について報告します。

申請地は小田中央公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は472㎡であり、貸家に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、14番委員。

○14番委員

7号23番について報告します。

申請地は小田団地の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は264㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、28番委員。

○28番委員

7号24番について報告します。

申請地は小田西公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は190㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は不耕作地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番及び26番、2番委員。

○2番委員

7号25番について報告します。

申請地は富隈小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場と駐車場及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は534㎡であり、資材置場と駐車場及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号26番について報告します。

申請地は新川公園の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は269㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番及び28番、15番委員。

○15番委員

7号27番について報告します。

申請地は宇都山公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は920㎡であり、建売住宅2棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号28番について報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,117㎡であり、建売住宅4棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と水路、西は道路、南は雑種地、北

は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、37番委員に代わり、11番委員。

○11番委員

7号29番について報告します。

申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は795㎡であり、また、隣接地の宅地556.01㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,351.01㎡である。宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

30番、15番委員。

○15番委員

7号30番について報告します。

申請地は平熊公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は629㎡であり、車20台分の貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は水路、南は山林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、37番委員に代わり、11番委員。

○11番委員

7号31番について報告します。

申請地は姫城温泉東公民館の西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思わ



れる。計画面積は326㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

32番、14番委員。

○14番委員

7号32番について報告します。

申請地は三田坪公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地を造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は249㎡であり、宅地に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

33番及び34番、11番委員。

○11番委員

7号33番について報告します。

申請地は大廻地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,280㎡であり、太陽光パネル192枚、総出力48kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は不耕作地、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号34番について報告します。

申請地は牧之原中学校の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成2年6月頃、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は58㎡であり、通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は通路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思わ

れる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

35番、10番委員。

○10番委員

7号35番について報告します。

申請地は福山高等学校の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成18年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、福山総合支所の500m以内の区域内にある農地のため、2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は528㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の35件は転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [賛成多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。

つきましては1月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

△ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規定によるあっせん申し出が、売渡希望3件、貸付希望6件、買受希望1件が提出されましたので審議を求めます。なお、国分の2番が取り下げられましたので、残りの9件について審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。売渡希望の1番を3番委員。

○3番委員

売渡希望の1番を報告します。

あっせん申し出のあった農地は良好な畑地帯ですので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

売渡希望3番、23番委員。

○23番委員

売渡希望の3番を報告します。

あっせん申し出のあった農地は、昨年は作付けをされておりましたが、今年は作付けをされておらず、少し土地が荒れてきている状態であります。申請人と連絡を取りまして、現在の価格の低迷及び土地の動きの鈍さなどを連絡しましたところ、相場ならお願いしますとのことでした。また、貸付は考えていらっしゃいませんかとお伺いしたところ、周りの方々に迷惑をかけるわけにはいかないので両方兼ね備えて検討して頂ければありがたいとのことでした。あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

貸付希望4番及び5番、7番委員。

○7番委員

貸付希望の4番と5番を報告します。

あっせん申出のあった4番と5番は同じ場所にあり、圃場も整備されておりますので、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

貸付希望6番、17番委員。

○17番委員

貸付希望の6番を報告します。

あっせん申出のあった申請人は大阪に在住されておりますが、今年までお兄さんが作付けをされておられたとのことでした。周囲も農地が広がっており、きれいに手入れされております。あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

貸付希望7番、28番委員。

○28番委員

貸付希望の7番を報告します。

あっせん申出のあった農地は、今まで作付けされていた方が刈り取って返すということで、このような農地がたくさん出てくると思います。ここは優良農地ですのであっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

売渡希望8番、2番委員。

○2番委員

売渡希望の8番を報告します。

あっせん申出のあった農地は、今年まで作付されておられた優良農地です。あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

貸付希望9番、4番委員。

○4番委員

貸付希望の9番を報告します。

あっせん申出のあった農地は、13筆の田であり、若干圃場の狭い農地もありますが、農振農用地内です。あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

買受希望1番、3番委員。

○3番委員

買受希望の1番を報告します。

面積が多少広いですが、買受及び借受を受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出についての売渡希望3件、貸付希望5件、買受希望1件につきましては、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望の1番を3番委員と19番委員に、売渡希望の3番を23番委員と12番委員に、貸付希望の4番及び5番を7番委員と13番委員に、貸付希望の6番を17番委員と20番委員に、貸付希望の7番を28番委員と4番委員に、売渡希望の8番を2番委員と28番委員に、貸付希望の9番を4番委員と28番委員に、買受希望の1番を3番委員と19番委員に、以上のおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第12回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで平成28年第12回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時30分」

番

---

番

---

番

---